

知的財産権の種類としては次の10種類が挙げられます。

### (1) 特許権

自然法則を利用した、新規性<sup>用語</sup>と進歩性<sup>用語</sup>のある、産業上有用<sup>用語</sup>な発明<sup>用語</sup>に対して出願の日から20年間保護されます。

### (2) 商標権

商品に使用するマーク（文字・図形・記号など）を設定登録の日から10年間保護されます。この権利は更新可能です。

学校法人日本医科大学としては、「日本医科大学のエンブレム」や、「日本医科大学付属病院」、「NMS」等を商標権として確立しています。

商標第 4443799 号



商標第 3073061 号



### (3) 実用新案権

物品の形状・構造・組み合わせに関する考案（小発明）に対して出願の日から10年間保護されます。

### (4) 意匠権

工業的なデザイン、つまり車やコンピュータの外観のようなものに関して設定登録の日から20年間保護されます。

### (5) 著作権<sup>用語</sup>

独創性のある文芸、芸術、音楽、ソフトウェアなど精神的作品を創作のときから作者の死後50年間（映画は公表後70年）保護されます。

### (6) 育成者権

栽培される全植物（種子植物、しだ植物、蘚苔類、多細胞の藻類）及び政令で指定されるきのこ（平成24年7月1日現在32種）の新品種について登録の日から25年間（果樹、林木、観賞樹等の木本性植物については30年）保護されます。

## (7) 回路配置利用権

半導体集積回路の回路素子や導線の配置パターンが登録の日から10年間保護されます。

## (8) 企業秘密

企業のノウハウや顧客リストの盗用などの不正行為を禁止しています。

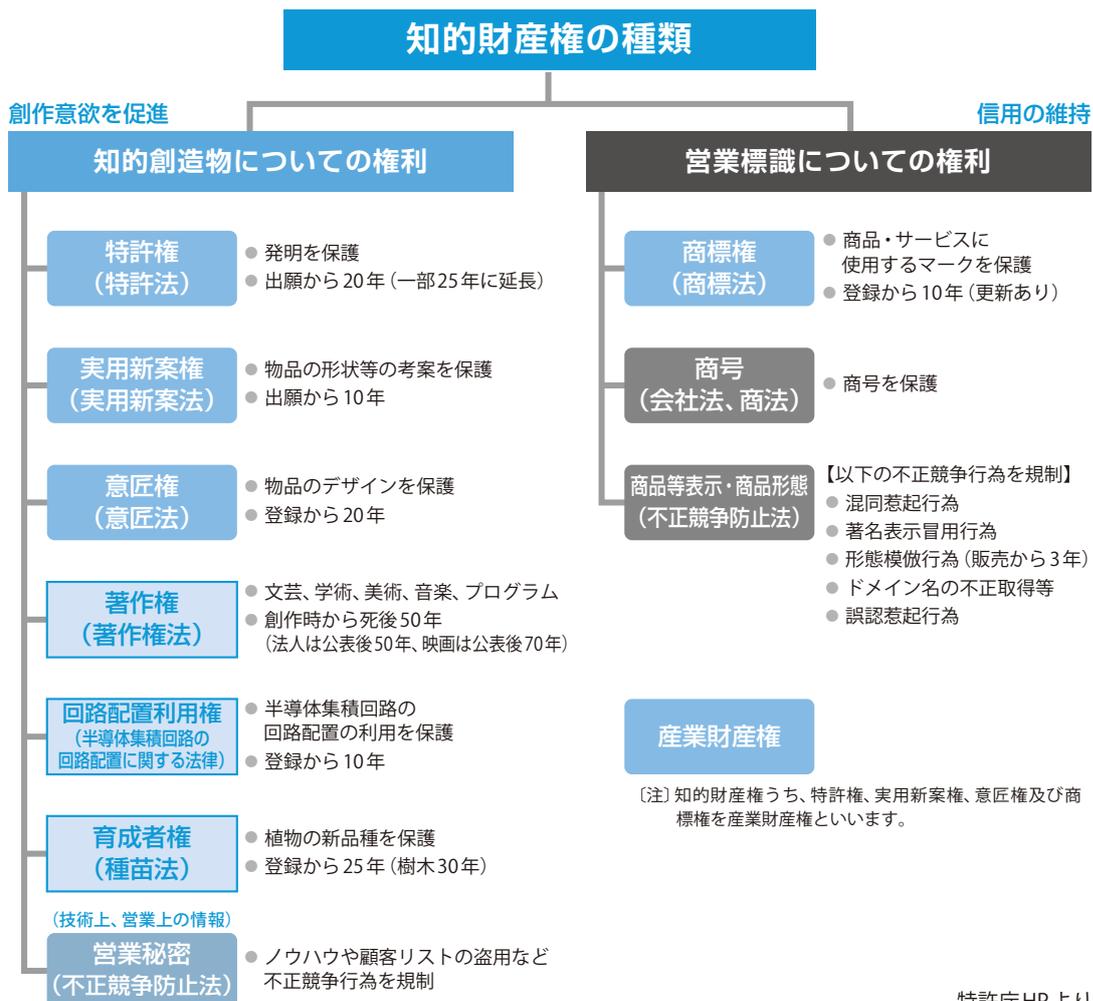
## (9) 商号

商人が取引上自己を表示するために用いる名称です。

## (10) 不正競争防止法関連

著明な未登録商標・商号の紛らわしい使用や、不適切な地理的表示などを禁止するものです。

これら10の知的財産権のうち、(1)～(4)の権利を産業財産権といいます。



特許庁HPより